

1 会議の目的・位置づけ

- ・札幌市自治基本条例（以下「条例」という。）第31条及び第32条に定める市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定について検討を行うため、条例第33条に基づき設置される附属機関。
- ・学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民によって、幅広い見地から評価・検討を行うことを目的とする。

札幌市自治基本条例（抜粋）
第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価され、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。
第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

2 評価・検討の内容

- (1) 条例・施策等の評価検討**
- ・条例の各条項に基づく施策等の運用状況が、条例の趣旨に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市民自治の取組を評価する。
 - ・前回の条例の見直しから令和8年度末で5年を経過することから、条例全体の規定を対象とした見直し等の措置に関する検討を行う。
- (2) 市民参加を推進するためのガイドラインの検討**
- ・第5次市民自治推進会議の答申で提言された「市民参加を推進するためのガイドライン」について、庁内での検討を経て作成された素案を基に検討を行い、会議としての意見を取りまとめる。

3 委員構成

委員 7 名により組織
（学識経験者 3 名＋まちづくり活動実践者 2 名＋市民委員 2 名）

4 今後のスケジュール（予定）

